

第三期競馬活性化計画 検証報告書

令和5年3月

地方競馬全国協会

目 次

1	はじめに.....	3
2	検証の方法.....	4
3	各取組の実施状況、成果、課題と今後の取組の方向性.....	4
3.1	競馬の魅力向上（強い馬づくり）に向けた取組.....	4
3.1.1	賞典奨励費の増額・適正化.....	5
3.1.2	馬主の確保及び入厩促進対策等.....	5
3.1.3	厩舎関係施設の整備.....	7
3.1.4	調教施設の整備と民間調教施設の利用促進.....	9
3.1.5	厩舎関係者の確保対策.....	11
3.1.6	競走体系の整備及び地方有力馬の出走拡大.....	12
3.1.7	地方有力馬の輩出.....	17
3.2	競馬の魅力の伝達のための取組.....	18
3.2.1	来場促進の取組.....	18
3.2.2	新型コロナウイルス感染症対策.....	19
3.2.3	お客様総数の増加.....	20
3.2.4	魅力ある施設・設備の整備.....	21
3.2.5	地方競馬への理解醸成の取組.....	22
3.3	お客様の利便性の向上のための取組.....	23
3.3.1	レース開催時間の拡大と発走時刻の調整.....	23
3.3.2	同時開催場数の適正化.....	25
3.3.3	全国共通基幹システムの安定的な運用.....	26
3.3.4	在宅投票の拡充.....	27
4	地方競馬における経営の健全化の進捗状況.....	28
4.1	売上の状況.....	29
4.2	収支改善の状況.....	30
4.3	将来の施設整備等に備えた施設関係基金の造成.....	31
4.4	地方公共団体への収益金の分配状況.....	32
5	課題と今後の取組（まとめ）.....	33

略語集

主催者	地方競馬主催者	岐阜	岐阜県地方競馬組合（笠松競馬場）
北海道	北海道（門別競馬場）	愛知	愛知県競馬組合（名古屋競馬場）
帯広	帯広市（帯広競馬場）	兵庫	兵庫県競馬組合（園田・姫路競馬場）
岩手	岩手県競馬組合（盛岡・水沢競馬場）	高知	高知県競馬組合（高知競馬場）
浦和	埼玉県浦和競馬組合（浦和競馬場）	佐賀	佐賀県競馬組合（佐賀競馬場）
千葉	千葉県競馬組合（船橋競馬場）	協会	地方競馬全国協会
特別区	特別区競馬組合（大井競馬場）	JRA	日本中央競馬会
川崎	神奈川県川崎競馬組合（川崎競馬場）	DG 競走	ダートグレード競走
石川	石川県・金沢市(金沢競馬場)		

1 はじめに

地方競馬は、競馬開催の売上を活用した畜産の振興、地方公共団体への財政寄与などの社会貢献を果たすとともに、国民に対する健全なレクリエーションを提供しているが、その経営は日本経済の長期低迷や趣味及びレジャーの多様化などの社会状況を背景に、平成3年度以降売上が低迷し、厳しい状況に陥った。このため、主催者は、競馬法（昭和23年法律第158号）に基づき共同で定めた「競馬連携計画（平成17～19年度）」、「第一期競馬活性化計画（平成20～24年度）」、「第二期競馬活性化計画（平成25～29年度）」を順次策定し、協会の畜産振興勘定からの資金の活用と併せ、JRAからの支援を受けながら、特に、インターネット発売などの在宅投票をはじめとした発売の多様化や、競馬開催日程の適正化を主とした「お客様の利便性向上」などに取り組み、一定の成果を挙げる事ができた。

しかしながら、中央競馬と地方競馬の競走馬の能力格差が縮まらないことによる地方競馬所属馬（以下「地方馬」という。）の商品価値や競走体系そのものの整備が不十分であること等による競馬番組の商品価値（いわゆる「地方競馬の魅力」）が向上していないこと、競馬場に行く楽しさの発信等「地方競馬の魅力の伝達」の取組が不足しているなどの理由から地方競馬への来場者数が伸び悩んでいることが大きな課題として残された。

そこで、「第三期競馬活性化計画（平成30年度～令和4年度）」においては、第二期競馬活性化計画までの「お客様の利便性向上」や「地方競馬の魅力の伝達」を通じた売上向上と収益改善の取組に加え、賞典奨励費の増額、厩舎等の施設整備、馬の確保対策などにより質の高いレースを提供すべく、「地方競馬の魅力の向上」に向けた「強い馬づくり」の取組を全主催者と協会が一体となって進めてきた。

また、これらの取組と併せ、JRAとも連携してダート競走の競走体系の整備にも取り組んでいるところであり、高い能力を持った馬が様々な適性に応じて活躍できる場を提供することによりダート競走の更なる振興と日本競馬全体の発展を図ることとしている。

令和4年度は、第三期競馬活性化計画（以下「現行計画」という。）の最終年度である。この報告書では、「地方競馬における強い馬づくり計画」による取組も含め、地方競馬における5年間のこれらの取組を網羅的に検証することにより、現行計画の成果と現時点における課題を明らかにするとともに、地方競馬の更なる活性化のために必要となる今後の取組の方向性を検討した。

2 検証の方法

平成 30 年度から令和 3 年度に実施した「第三期競馬活性化計画」に加え、「地方競馬における強い馬づくり計画」に基づく取組についても対象としてその実施状況を整理するとともに、その間の具体的な関連データによる検証を行い、取組によって得られた成果と残された課題を明らかにした。

なお、現行計画の最終年度である令和 4 年度については、関連データによる検証は時期的に困難であるものの、取組の実施状況については可能な限り記載した。

その上で、残された課題を解決するために今後も取組が必要な項目については、地方競馬の更なる活性化に資するため、その方向性を検討した。

3 各取組の実施状況、成果、課題と今後の取組の方向性

3.1 競馬の魅力向上（強い馬づくり）に向けた取組

地方競馬においては、強い馬づくりへの取組が不十分であることなどにより、交流競走における中央競馬所属馬（以下「中央馬」という。）との明らかな能力格差が露呈しており、地方競馬ファンに対し魅力あるレースが提供できていない。このため、主催者が一体となって地方有力馬を育成・選抜し、中央馬に伍して戦える馬づくりに取り組み、地方競馬の魅力をしっかりお客様に届ける必要がある。

主催者及び協会は、平成 29 年度に、

「馬」：賞典奨励費の増額、入厩促進、馬主確保対策

「環境」：厩舎整備等の入厩環境整備、民間育成施設の活用、調教環境の高度化、走路改善等

「人」：厩舎関係者の確保、厩務員の処遇改善、調教・飼養管理技術の向上

の観点から、一体となって総合的に強い馬づくりを行うための「地方競馬における強い馬づくり計画」を策定し、「DG 競走で中央馬に伍して戦う地方馬を多数輩出する」ことを当面の目標として取組を進めている。

また、これに基づき、現行計画においては、2 歳馬等の馬資源の確保による競馬番組の充実、厩舎関係者の確保、調教の高度化による競走馬の能力向上等の取組を進めることとしている。

3.1.1 賞典奨励費の増額・適正化

ポイント

- 賞典奨励費は増加傾向で推移しているものの、厩舎関係者は未だ不足しており、労働負荷は軽減されていない
- 厩舎・宿舎の整備や被用者保険への加入促進等と併せ、今後も着実に賞典奨励費の増額・適正化に取り組み、強い馬づくりに資する人材を確保していく必要

- ・ 馬主の確保や、厩舎関係者の処遇改善による人材確保を図るためには、賞典奨励費の増額・適正化が必要であるが、売上の減少による開催コスト削減の影響により、賞典奨励費は、平成 23 年度まで減少傾向で推移してきた。
- ・ 近年、売上の増加による収益の改善に伴い、各主催者は賞金・諸手当の増額に取り組んでいることから賞典奨励費は増加傾向で推移しており、現行計画期間においても一貫して増加し、令和 3 年度は対前年度比 112%となっている（表 1）。
- ・ 一方、厩舎関係者は未だ不足しており、労働負荷は軽減されていない。強い馬づくりを推進するためには適切な馬の飼養・調教が必要であり、そのためには厩舎関係者の確保が不可欠である。このため、厩舎・宿舎の整備や被用者保険への加入促進等のその他の施策と併せ、経営とのバランスを保ちつつ、今後も着実に賞典奨励費の増額・適正化に取り組むことで厩舎関係者の処遇改善を図り、強い馬づくりに資する人材を確保していく必要がある。

表 1 賞典奨励費の推移

(単位: 百万円)

年度	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
賞金	14,614	14,741	15,183	16,857	18,784	21,002	21,761	23,574	26,403 (112%)
諸手当	12,803	13,033	13,774	14,343	15,954	17,006	19,858	21,730	24,207 (111%)
賞典奨励費計	27,417	27,774	28,958	31,200	34,737	38,008	41,619	45,304	50,610 (112%)

※ () は対前年度比

3.1.2 馬主の確保及び入厩促進対策等

ポイント

- これまでの取組により、馬主数及び新規 2 歳馬登録頭数は平成 30 年度から、在厩頭数は平成 28 年度から増加傾向で推移しており、馬主の確保や入厩促進は進展
- 「生え抜き」の地方有力馬を多数輩出するため、引き続き取組を推進

- 地方有力馬を多数輩出するためには、馬主の確保及び入厩促進対策による在厩馬の確保が重要であるが、馬主数、在厩頭数及び新規2歳馬登録頭数は、賞典奨励費の減少や競馬場の廃止等により長年減少傾向で推移してきた。
- 現行計画期間においては、馬主による優良2歳馬の導入を促進するため、多くの主催者において馬の購入補助やデビュー馬への奨励金交付等の取組を行うとともに、協会は2歳馬競走への付加賞金の補助を拡充してきた。また、令和2年度には、馬産地である北海道の門別競馬場において、“ダート競馬の祭典”であるJBCの新たなカテゴリとして「JBC2歳優駿競走」を開始し、2歳馬競走の振興を図った。
- さらに、令和3年度においては、秋に各競馬場で行われる2歳馬の主要競走である「未来優駿シリーズ」に2歳のダートグレード3競走（JBC2歳優駿、兵庫ジュニアグランプリ、全日本2歳優駿）を加え、新たにポイント制で競う「2歳チャンピオンシリーズ」を実施した。
- 賞典奨励費が増加傾向で推移していることに加え、これらの取組を実施してきたことにより、馬主数及び新規2歳馬登録頭数は、現行計画初年度の平成30年度（頭数については暦年）から増加に転じ、令和3年度及び4年度（馬主数は1月末時点）においても、いずれも増加傾向を維持している。また、在厩頭数については平成28年度から増加に転じており、その後も増加傾向を維持している（表2、3、4）。
- なお、「地方競馬における強い馬づくり計画」においては、地方競馬の有力馬層の拡大策として効果的なJRAから一定の実績を持った古馬の転入を促す取組を進めることとしている。令和3年の地方競馬への転厩馬数は前年に比べわずかに減少したものの、現行計画期間においては、地方競馬の賞金の拡充等により増加傾向で推移している（表5）。
- 現行計画期間における取組により馬主の確保や入厩促進は進んでいると考えられることから、今後も「生え抜き」の地方有力馬を多数輩出するため、引き続き同様の取組を推進していく。

表2 馬主の推移

(単位：件)

年 度	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
馬主総数	4,632	4,585	4,572	4,577	4,570	4,628	4,771	4,889	5,060 (103%)	5,208 (104%)

※令和3年度までは3月末時点、令和4年度は1月末時点
 ※※()は、令和3年度は対前年度比、令和4年度は対前年度同月比

表3 新規2歳馬登録頭数の推移

(単位：頭)

暦 年	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
平地計	1,772	1,582	1,563	1,516	1,463	1,444	1,606	1,749	1,785 (102%)	1,820 (102%)
ばんえい	298	225	262	270	256	295	323	338	356 (105%)	337 (95%)
合計	2,070	1,807	1,825	1,786	1,719	1,739	1,929	2,087	2,141 (103%)	2,157 (101%)

※()は対前年比

表4 在厩頭数の推移

(単位：頭)

年 度	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
平地計	7,658	7,365	7,254	7,395	7,676	7,883	8,023	8,194	8,262 (101%)	8,326 (101%)
ばんえい	540	436	488	470	496	549	590	642	686 (107%)	720 (105%)
合計	8,198	7,801	7,742	7,865	8,172	8,432	8,613	8,836	8,948 (101%)	9,046 (101%)

※各年度 11 月 1 日時点

※※()は対前年度比

表5 JRA の登録抹消馬数と地方競馬への転入馬数

(単位：頭)

暦 年	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
JRA 登録抹消馬	5,169	5,000	5,057	4,972	5,192	5,223	5,322	5,222	5,303 (102%)
地方競馬への 転入馬	2,843	2,759	2,919	2,929	3,058	3,226	3,252	3,457	3,402 (98%)

※()は対前年比 ※JRA 登録抹消馬は、国際交流競走及び指定交流競走に係る抹消を除く

3.1.3 厩舎関係施設の整備



ポイント

- 厩舎施設の老朽化が進んでおり、現行計画による取組を行ってもなお、各主催者において整備が必要な施設が多く残されている状況
- 「強い馬づくり」の基盤となる厩舎施設、厩舎関係者住宅等の整備を令和5年度以降に集中的に進める必要

- ・ 地方競馬では、売上の低迷に伴う長年にわたる施設整備の抑制により厩舎施設の老朽化が進んでいることから、各主催者においては、近年の売上の増加を踏まえて整備計画に基づく取組を進めてきた。
- ・ 現行計画期間においても、競馬活性化補助事業を活用しつつ、これらの整備を推進するとともに、「強い馬づくり」のためには厩舎関係者の人材確保のための住環境の整備なども推進する必要があることから、令和3年度からは厩舎関係者住宅等も補助対象に追加し、厩務員や騎手の確保に取り組んでいるところである（表6）。
- ・ しかしながら、これまで多くの施設整備を先送りにせざるを得なかったことに加え、競馬開催や日々の飼養・調教を継続しながらの整備となるため小刻みに行わざるを得ず、必然的に計画が長期間にわたることから、現行計画による取組を行ってもなお、各主催者において耐用年数を超過し、整備が必要な施設が多く残されている状況にある（表7）。

- よって、いまだ道半ばである「強い馬づくり」を更に進めるためには、能力の高い馬や厩舎関係者を確保するための良好な環境が必須であり、その基盤となる厩舎施設、厩舎関係者住宅等の整備を令和5年度以降に集中的に進める必要がある。

表6 各地方競馬主催者における厩舎施設等の整備状況と必要額

主催者	厩舎整備 開始年度 (予定含む)	厩舎施設の整備状況 ※(数字)は必要額(単位：百万円)		
		平成30年度 ～令和3年度(5,608)	令和4年度 (6,473)	令和5年度～9年度 (72,813)
北海道	令和5年度	R3 厩舎設計(31)	R4 厩舎設計(60)	R6,7 厩舎(5,339) R7,8 厩舎関係者住宅(3,321)
帯広	平成30年度	H30~R3 厩舎(851) R2,3 厩務員住宅(121)		R5~9 厩舎(1,050) 厩務員住宅(210)
岩手	令和4年度	R1~3 水沢厩舎(170) R3 盛岡競馬場厩舎設計(4)	R4 水沢厩舎(1,267) 盛岡競馬場厩舎(310)	R7,9 水沢厩舎(3,548)
浦和	令和6年度	R3 野田厩務員住宅(197) 厩舎管理棟(478)	R4 野田厩務員住宅(209) 厩舎管理棟(363)	R5 野田厩務員住宅(102) 厩舎管理棟(149) R6~9 厩舎(3,238)
千葉	令和6年度	R3 厩舎地区下水道(192)	R4 厩舎地区下水道(329)	R6~9 厩舎(6,600)
特別区	令和6年度	[H30 モデル厩舎(227)]		R6~9 大井本厩舎(3,572) R7~9 小林分場厩舎(6,030)
川崎	令和5年度 以降			R5 以降 厩舎(6,740) 厩舎関係者住宅(1,100)
石川	令和3年度	R3 厩舎(206) 厩舎管理棟(92)	R4 厩舎(348)	R5~9 厩舎(4,100)
岐阜	令和4年度		R4 厩舎設計(70)	R5~9 厩舎(5,722)
愛知	令和5年度	R2,3 厩舎関係者住宅 (2,464)		R5,6 厩舎関係者住宅(1,484) R6 以降 厩舎(8,000)
兵庫	令和5年度	R3 西脇騎手住宅(313)	R4 園田厩舎(57) 西脇厩舎(27) 西脇厩務員住宅(480)	R5,6 園田輸送馬房・騎手住宅 (400) 西脇厩務員住宅(960) R5~7 西脇厩舎(3,300) R6 姫路厩舎 (600) R8,9 西脇調教師住宅(180) 園田厩舎(1,100)
高知	令和4年度	H30,3 厩舎等(堆肥処理施 設)(134) R1,3 厩舎等(防音壁)(44) R2 厩舎等(ドライミス ト)(77)	R4 厩舎(256) 厩務員住宅(36) 厩舎等(堆肥処理施 設)(261) 厩舎等(防音壁)(57)	R5~9 厩舎(2,000) R5~9 のうち単年度 厩務員住宅 (540)
佐賀	令和4年度	R3 厩舎設計(7)	R4 厩舎(423) 厩務員住宅(1,920)	R6,7 騎手住宅(702) 厩務員住宅(306) R6~9 厩舎(2,040)

注) 本報告書作成時点で計画されている主な施設・設備の改修・整備費用であり、今後変更される可能性がある。

表7 耐用年数超過施設数とその割合 (令和3年度末)

	全エリア*	うち厩舎エリア
施設数	904	685
耐用年数超過施設数	672	563
割合	74%	82%

※厩舎エリアのほか、業務エリア及びファンエリアを含む。

3.1.4 調教施設の整備と民間調教施設の利用促進



ポイント

- DG 競走で中央馬に伍して戦う地方馬を多数輩出できている現状にはない
- 調教施設について各主催者における整備を進めるとともに、民間調教施設の利用による地方馬の育成強化を継続して実施する必要

- かつては、有馬記念を制したオグリキャップ（昭和 63 年、平成 2 年）やイナリワン（平成元年）のように、地方のトップクラスの馬が中央でも活躍できる状況にあったが、現在は、3.1.7 に記載しているように中央馬との明らかな能力格差が露呈されており、DG 競走で中央馬に伍して戦う地方馬を多数輩出できている現状にはない。
- その要因の一つに地方競馬における調教設備が脆弱であることが挙げられることから、各主催者は、強い馬づくり計画に基づく自場の調教施設の整備を進めており、現行計画期間において、競馬活性化補助事業も活用しつつ、馬場整備やトレッドミルの整備等の調教環境の向上に取り組んでいるところである（表 8）。
- 調教施設については、「強い馬づくり」のためのみならず、馬や騎乗者の安全確保のためにも継続的に改修しなければならないことから、各主催者においては、現行計画終了後の令和 5 年度以降も、着実に整備を進める必要がある。
- また、協会は、DG 競走等において地方馬が優秀な成績を収めるため、現行計画を開始した平成 30 年度から、一定の要件を満たした地方馬を「地方競馬強化指定馬」として選定し、坂路等を備えた民間育成施設で調教を受けること等を支援する「強化指定馬制度」を開始することで競走能力の向上を図ってきた。
- 令和 3 年度においては、本制度を活用して 16 頭の育成強化に取り組んだところであり、令和 3 年 11 月 3 日に金沢競馬場で開催された第 21 回 JBC クラシック（Jpn1）では、令和元年度に強化指定馬に選定されたミューチャリーが、平成 13 年の同レース創設以来、地方馬として初めての勝馬となり、強い馬づくりの取組は一定の成果を見せ始めている。
- 令和 4 年度からは、本制度の対象に選定する馬の頭数を増加して取り組んでいるところであるが、「DG 競走で中央馬に伍して戦う地方馬を多数輩出する」という当面の目標の達成は道半ばであることから、民間調教施設の利用による地方馬の育成強化を継続して実施する必要がある。

表8 調教施設の整備状況と必要額

主催者	調教施設の整備状況 ※(数字)は必要額(単位：百万円)		
	平成30年度～令和3年度 (6,720)	令和4年度 (2,193)	令和5年度～9年度 (14,691)
北海道	R1 ウッドチップコース(77) R2 外走路(235) R3 ウッドチップ交換(25)	R4 ウッドチップ交換(77) 外走路(282)	R8 以降 内走路(120) R8 以降 研修用乗馬施設(60) R8,9 調教用坂路(850) R9 ウッドチップ交換(90)
帯広	R2 練習走路(41)		R5~9 練習走路(120)
岩手	R1 水沢競馬場走路(52) R3 盛岡競馬場走路(147)	R4 盛岡競馬場丸馬場(6) 水沢競馬場走路(35) 盛岡・水沢砂洗浄(57)	R7 水沢競馬場走路(113) R8 盛岡競馬場走路(35)
浦和	R1 野田トレセン(フェンス)(64) R2 野田トレセン(フェンス、埒、走路)(375) R3 走路(117)	R4 野田トレセン走路(99)	R5,6,9 走路(440) R5,8 野田トレセン走路(220)
千葉	R1 調教走路、外走路(366) R3 外走路(99)	R4 外走路、埒等(810)	R5~9 内走路(352) R5~9 外走路(1,623) R6 角馬場(馴致走路)(145)
特別区	H30,R1,3 本馬場、練習馬場(397) R1 トレッドミル(34) R2 馬場(19) R3 小林牧場再構築(770)	R4 走路(72) 追馬場(28)	R5,6 本馬場、練習馬場(904) R5~7 小林牧場再構築(3,790) R5~9 馬場砂入替・洗浄(780) R7,8 トレッドミル(85) 追馬場(186)
川崎	R1~3 練習馬場(622)		R5,7,9 練習馬場(39)
石川	H30 馬場、調教走路(77) R1 馬場、ロンギ場(59) R2 馬場、角馬場(172) R3 馬場(31)	R4 馬場、調教走路(90)	R5~9 馬場(370)
岐阜	R2 走路(190)		
愛知	H30 調教(内馬場)(118) R2 走路(外馬場、延長)(1,125)		R5~9 馬場(75)
兵庫	R1 姫路馬場(326) R2 園田本馬場(519) R3 園田内馬場(426)	R4 園田ハッキング馬場(293)	R5,6 西脇ウォーキングマシン(144) R5~9 園田本馬場・内馬場・ハッキング馬場(1,099) R6,8 姫路馬場(510) R6~9 西脇馬場(1,240)
高知	R1,3 丸馬場(20) R3 トレッドミル(137) 走路(31)	R4 トレッドミル(120) 走路(224)	R5~9 走路(1,000)
佐賀	R1 本走路、練習走路(49)		R5,R8 本走路砂入替(201) R6 練習走路砂入替(70)

注) 本報告書作成時点で計画されている主な施設・設備の改修・整備費用であり、今後変更される可能性がある。

3.1.5 厩舎関係者の確保対策

ポイント

- 厩務員は増加傾向にあるが、1人で多頭数を担当する主催者が多くある状況は続いている
- 今後も厩務員の処遇改善を進めるほか、広報の強化等により厩舎関係者確保に取り組んでいく必要

- ・ 馬の飼養、調教等を行う厩舎関係者は、日々の馬の能力向上を直接担うことから、その技術の向上及び人員の確保は強い馬づくりに直結する。しかしながら、長年に渡る売上の減少により競馬場の存続を優先せざるを得ず、開催コスト削減のため賞典奨励費を削減し、厩舎や厩務員住宅の整備を先送りにしてきた結果、厩舎関係者数は、長年減少傾向で推移してきた。
- ・ このため、現行計画において、厩舎関係者確保のための広報や労働負荷軽減のための機器整備等に取り組むとともに、売得金の回復に伴い賞典奨励費の増額等に取り組み、厩務員数は現行計画を開始した平成30年以降増加に転じ、令和3年度は対前年度比102%、令和4年度（1月1日時点）も同104%と引き続き増加した（表9）。
- ・ しかしながら、厩務員が1人で多頭数を担当する主催者が多くある状況は続いていることから、今後も各主催者において賞典奨励費の増額、被用者保険への加入促進、厩舎・厩務員住宅の整備等を通じた厩務員の処遇改善を進めるほか、協会においても地方競馬共通の求人サイト「厩人（うまやとひと）」による厩舎関係者確保のための広報の強化等に取り組んでいく必要がある。
- ・ なお、多くの主催者においては、労働力不足を補うため外国人厩務員を受け入れており、近年その人数が増加している。このため、主催者においては外国人厩務員の定着に向け取り組んでおり、協会においては、日本語の理解が難しい外国人厩務員にあっても公正確保が徹底されるよう、令和4年度に「外国人厩務員向け研修テキスト」を作成・配布し指導を強化している。

表9 調教師、騎手、厩務員の推移

（単位：人）

年 度	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
調教師	469	474	463	458	457	451	447	436	423 (97%)	427(100%)
騎手	304	300	291	287	278	277	276	282	278 (99%)	270 (99%)
厩務員	2,193	2,131	2,081	2,023	2,022	2,053	2,100	2,128	2,178 (102%)	2,280(104%)

※調教師及び騎手は翌年度の4月1日時点、厩務員は各年度の3月1日時点（令和4年度のみいずれも1月1日時点）

※（ ）内は、令和3年度は対前年度比、令和4年度は対前年度同月比

3.1.6 競走体系の整備及び地方有力馬の出走拡大



ポイント

- ダート競走においては競走体系の整備が不十分であることに加え、DG競走において中央馬に伍して戦える地方有力馬を送り込めていない状況
 - 全日本規模の統一されたダート競走体系の整備に加え、地方有力馬のDG競走への出走を誘導する取組や地方競馬全体として国際化を進める取組が必要
-
- ・ 地方競馬は我が国におけるダート競走の中心的役割を担っているが、全日本規模の統一された競走体系の整備が不十分であることに加え、ダート適性の高い馬が評価を得る機会となるDG競走に中央馬に伍して戦える有力馬を送り込めておらず、ダート競走に対する評価は、芝競走に比べて後れを取っている。
 - ・ このため、令和2年度にJRAと地方競馬が共同で「DG競走改善研究会」を設置し、DG競走における課題の整理と改善策の検討を行った。その結果、以下の課題が明らかとなったことから、今後、地方競馬一体となってこれらの改善に取り組み、芝とダートを両輪とする日本競馬の発展を目指す必要がある。
 - 特に3歳馬における全日本規模での競走体系が未整備であること
 - 中央馬の上位独占や地方有力馬の出走回避によるDG競走の魅力の低迷
 - 賞金の削減、国際的評価の低さ等によるDG競走の価値の低迷
- <競走体系が未整備であることへの対応>
- ・ 我が国のダート路線、特に3歳馬においては、地方競馬の各地区でダービーシリーズが行われているものの全日本のチャンピオンを決める競走体系になっていないなど全日本的な体系づくりが不十分であり、興行的な魅力に乏しいことに加え、中央競馬でも芝を中心とした競走体系を構築しているため、ダート適性の高い馬が目標とする競走が不足している。ダート短距離路線についても、特に中央競馬・地方競馬ともに目標となる競走がないことから、様々な適性に応じて活躍できる場を提供する必要がある。
 - ・ こうした課題に対応し、ダート競走の振興を図るため、全日本規模の統一されたダート競走体系を以下のとおり整備することとした。
 - ダート適性の高い馬の目標となる競走を提供するため、中央・地方の所属を超えて覇を争う「3歳ダート三冠競走」を令和6年に創設することで、3歳馬を中心に据えたスト

一リーを設定し、地方競馬に在籍しながら最高峰の DG 競走に挑戦していく競走体系を構築する（表 10）。また、複数の DG 競走を新設・変更し、3歳ダート三冠競走に向けた体系を整備する（表 11）。

- 2・3歳短距離路線については、兵庫チャンピオンシップを3歳春季の頂点競走として位置付けるとともに、既存の競走の実施時期等を変更する（表 12）。また、各主催者・各ブロックにおいて高額賞金の重賞級認定競走を新設することで、短距離路線においても2歳から3歳、3歳から古馬へと続く一貫した競走体系を構築する（表 13, 14）。
- 既存の DG 競走についても、さきたま杯（Jpn II、浦和、1,400m）を Jpn I へ昇格して古馬短距離路線の新たな上半期の頂点競走として実施するなど、カテゴリごとの頂点競走を明確化し、頂点競走に向けた競走体系等の整備を実施する（表 15～18）。

表 10 3歳ダート三冠競走の創設

競走名	格付け	性齢	実施場	実施時期	距離	1着賞金
羽田盃	Jpn I	3歳 →3歳牡・牝	大井	4月下旬	1,800m	3,500万円 →5,000万円
東京ダービー	Jpn I	3歳 →3歳牡・牝	大井	6月上旬	2,000m	5,000万円 →1億円
ジャパンドート ダービー →ジャパンド トクラシック	Jpn I	3歳 →3歳牡・牝	大井	7月上旬 →10月上旬	2,000m	6,000万円 →7,000万円

※3競走全てに優勝した馬を対象として三冠ボーナス 8,000万円を交付

表 11 3歳ダート三冠競走を中心とした体系整備に伴い新設・変更となる競走

競走名	格付け	性齢	実施場	実施時期	距離	負担重量
ブルーバード カップ	Jpn III	3歳	船橋	1月中旬	1,800m	賞金別定
雲取賞	Jpn III	3歳	大井	2月中旬	1,800m	賞金別定
京浜盃	Jpn II	3歳	大井	3月中旬	1,700m	定量
ユニコーン S	G III	3歳	JRA 東京	6月中旬	1,600m	別定→馬齢
→東京ダービーの前哨戦として整備						
不來方賞	Jpn II	3歳	盛岡	9月上旬	2,000m	定量

表 12 2・3歳ダート短距離路線の整備に伴い変更となる競走

競走名	格付け	性齢	実施場	実施時期	距離	負担重量
兵庫チャンピオンシップ	Jpn II	3歳	園田	5月上旬	1,870m →1,400m	定量
エーデルワイス賞	Jpn III	2歳牝	門別	10月中旬 →11月上旬	1,200m	定量
北海道スプリントカップ	Jpn III	3歳以上 →3歳	門別	6月上旬 →8月中旬	1,200m	グレード別定

表 13 新設される重賞級認定競走（2歳秋）

競走名	性齢	実施場	実施時期	距離	負担重量	1着賞金
ネクストスター門別	2歳	門別	10月上旬	1,200m	定量	1,000万円
ネクストスター盛岡		盛岡	10月中旬	1,400m		
ネクストスター金沢		金沢	10月下旬	1,400m		
ネクストスター笠松		笠松	10月中旬	1,400m		
ネクストスター名古屋		名古屋	10月下旬	1,500m		
ネクストスター園田		園田	10月下旬	1,400m		
ネクストスター高知		高知	10月下旬	1,400m		
ネクストスター佐賀		佐賀	11月上旬	1,400m		

表 14 新設される重賞級認定競走（3歳春）

競走名	性齢	実施場	実施時期	距離	負担重量	1着賞金
ネクストスター北日本	3歳	門別	4月上旬	1,200m	定量	1,200万円
ネクストスター東日本		川崎	3月中旬	1,400m		1,500万円
ネクストスター中日本		名古屋	3月下旬	1,500m		1,200万円
ネクストスター西日本		園田	3月下旬	1,400m		1,200万円

※実施場は令和6年度のもので以降持ち回り

表 15 既存 DG 競走の総括的な見直しに伴い変更となる古馬短距離路線競走

競走名	格付け	性齢	実施場	実施時期	距離	負担重量
さきたま杯	Jpn II →Jpn I	4歳以上 →3歳以上	浦和	5月下旬 →6月中旬	1,400m	グレード別定 →定量
かきつばた記念	Jpn III	4歳以上	名古屋	5月上旬 →3月上旬	1,500m	ハンデキャップ →グレード別定

表 16 既存 DG 競走の総括的な見直しに伴い変更となる古馬中距離路線競走

競走名	格付け	性齢	実施場	実施時期	距離	負担重量
ダイオライト 記念	Jpn II	4歳以上	船橋	3月上旬	2,400m	定量 →グレード別定
川崎記念	Jpn I	4歳以上	川崎	1月下旬 →4月上旬	2,100m	定量
名古屋 グランプリ	Jpn II	3歳以上 →4歳以上	名古屋	12月上旬 →5月上旬	2,100m	グレード別定
名古屋大賞典	Jpn III	4歳以上 →3歳以上	名古屋	3月上旬 →12月下旬	2,000m	グレード別定 →ハンデキャップ

表 17 既存 DG 競走の総括的な見直しに伴い変更となる古馬牝馬路線競走

競走名	格付け	性齢	実施場	実施時期	距離	負担重量
エンプレス杯	Jpn II	4歳以上牝	川崎	3月上旬 →5月上旬	2,100m	グレード別定 →定量
クイーン賞	Jpn III	3歳以上牝 →4歳以上牝	船橋	12月上旬 →2月上旬	1,800m	ハンデキャップ
TCK 女王盃 →兵庫女王盃	Jpn III	4歳以上牝	大井 →園田	1月中旬 →4月上旬	1,800m →1,870m	グレード別定
ブリーダーズ ゴールドカップ	Jpn III	3歳以上牝	門別	8月中旬 →9月上旬	2,000m	グレード別定

表 18 既存 DG 競走の総括的な見直しに伴い変更となる3歳牝馬路線競走

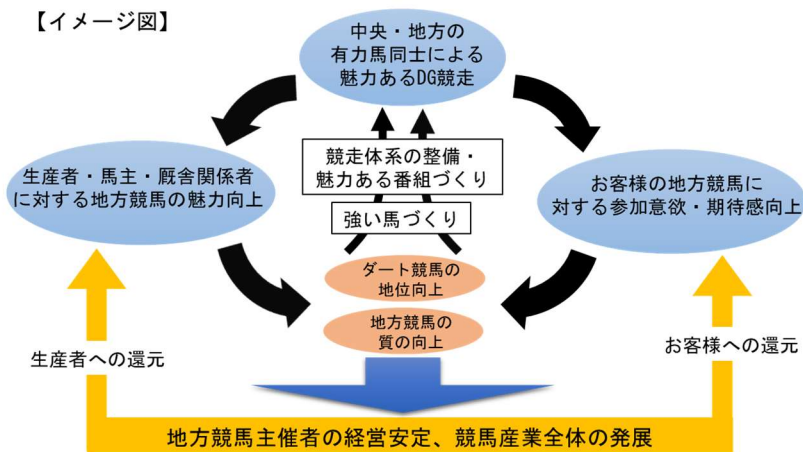
競走名	格付け	性齢	実施場	実施時期	距離	負担重量
マリーンカップ	Jpn III	3歳以上牝 →3歳牝	船橋	4月上旬 →9月下旬	1,600m →1,800m	グレード別定 →定量

<DG 競走の魅力の低迷への対応>

- ・ 魅力的な DG 競走を実現するためには、中央・地方の有力馬が対戦する場とする必要があるが、現状では、中央馬と地方馬に能力格差があることに加え、その能力格差のため、地方有力馬が DG 競走ではなく地区重賞への出走を選択するなどにより、中央馬に伍して戦える地方有力馬を DG 競走に送り込めていない。
- ・ よって、中央馬との能力格差を解消するため 3.1.1~3.1.5 に記載した強い馬づくりの取組を強化するとともに、地方有力馬の DG 競走への出走を誘導するため、DG 競走につながる前哨戦の整備や出走奨励金の付与等に取り組んでいく必要がある。

<DG 競走の価値の低迷への対応>

- ・ 地方有力馬の馬主や調教師に DG 競走への出走を選択してもらうためには、賞金面での優位性や国際的な評価による DG 競走の価値の向上が必要であるが、現状では、地区重賞よりも賞金の低い DG 競走があり、国際競走として実施している DG 競走も、東京大賞典（G I）と全日本 2 歳優駿（L）の 2 レースにとどまっている。
- ・ よって、生産者を含めた地方競馬全体で DG 競走を目指す機運を醸成するため、主催者における賞金の回復・増額への取組に加え、令和 4 年度からは、優秀な競走馬を生産した生産牧場に対する NAR 生産牧場賞の交付を開始したところである。引き続き、経営とのバランスを保ちつつ着実に賞典奨励費の増額・適正化に取り組むとともに、生産牧場賞の周知・定着に努める必要がある。
- ・ また、DG 競走の国際化に対応すべく、令和 2 年度に地方競馬教養センターの国際検疫厩舎を 2 ロット対応とするために改修し、運用を開始したところである。今後、各主催者において海外出走馬を一定期間隔離し飼養管理できる厩舎の整備等にも取り組み、日本のダート競馬の国際的な評価を高めるべく、2033 年を目途に全ての DG 競走を国際競走とすることを目指しており、地方競馬全体で取組を推進していく必要がある。



3.1.7 地方有力馬の輩出

ポイント

- 「強い馬づくり」の成果は見え始めているものの、「DG 競走で中央馬に伍して戦う地方馬を多数輩出する」という当面の目標の達成は道半ば
- これまでの取組を検証した上で、継続して競走馬の能力向上を図っていく必要

- ・ 地方競馬における「強い馬づくり」については、3.1.1～3.1.5 に記載したこれまでの取組により、競走馬の競走能力の指標となるレーティング 95 以上の頭数が近年増加傾向で推移しており、成果は見え始めている。
- ・ 令和 3 年のレーティング 95 以上の頭数は前年よりも大幅に増加し 81 頭、令和 4 年も引き続き増加し 95 頭となった（表 19）。
- ・ しかしながら、地方競馬で実施する DG 競走における地方馬の勝率は、令和 3 年に近年では最高となる 8 勝を挙げたもののいまだ 20%（283 頭の地方馬が出走した全 40 レース中 8 頭）にとどまっていることに加え、令和 4 年には 13%（297 頭の地方馬が出走した全 40 レース中 5 頭）に低下しており、安定した結果に結びついていない。
- ・ さらに、「地方競馬における強い馬づくり計画」の具体的な指標として設定した目標値についても達成できておらず（表 20）、「DG 競走で中央馬に伍して戦う地方馬を多数輩出する」という当面の目標の達成は道半ばである。
- ・ お客様に地方競馬を選択していただくためには、地方有力馬による魅力あるレースを展開する必要があることから、これまでの取組を検証した上で、継続して競走馬の能力向上を図っていく必要がある。

表 19 ダートグレード競走における地方馬の成績 （単位：頭）

暦年	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
1 着頭数	5	3	4	2	6	6	7	7	8	5
入着頭数	49	55	58	53	55	60	69	65	61	58
レーティング 95 以上の地方馬										
2 歳	6	6	6	5	8	7	13	9	9	12
3 歳	6	11	12	13	7	18	10	18	19	21
古馬	29	31	30	30	35	40	43	40	53	62
合 計	41	48	48	49	50	65	66	67	81	95

表 20 地方競馬における強い馬づくりの目標達成状況

項目	DG 競走優勝馬延頭数	DG 競走入着馬延頭数	レーティング 95 以上の馬の実頭数
目標値	15 頭	75 頭	140 頭
実績値 (達成率)	令和 3 年	8 頭 (53%)	61 頭 (81%)
	令和 4 年	5 頭 (33%)	58 頭 (77%)
			95 頭 (68%)

3.2 競馬の魅力の伝達のための取組

競馬場に行く楽しさの発信など「地方競馬の魅力の伝達」の取組が不足していることなどにより、地方競馬場への来場者数が伸び悩んでいたことから、現行計画においては、競馬の魅力の伝達に取り組み、中央競馬との相互発売の推進や、新規参加者の獲得、地方競馬場への来場者の増加等により売上の向上を図るほか、競馬に対する国民の理解を深めるための国民への広報や、お客様に安心して競馬を楽しんでいただくためのギャンブル等依存症対策等にも取り組むこととしている。

3.2.1 来場促進の取組



ポイント

- インターネット投票の増加や新型コロナウイルス感染症の流行により来場者数は減少
- 地方競馬の経営を安定的に継続するためには、新規参加者の獲得と来場促進の取組は引き続き重要であり、在宅投票利用者への情報発信とのバランスを取りながら、来場促進に適切に取り組む必要

- ・ 地方競馬においては、平成4年度以降、入場人員が減少し売上が低迷したが、24年度以降の売上は主にインターネット発売などの在宅投票の増加により増加傾向に転じているものの、入場人員は引き続き減少傾向で推移している。
- ・ このため、現行計画においては、より多くの方々に地方競馬場の魅力に直接触れていただくための来場促進に取り組むこととしており、主催者においてはバックヤード見学会や地域イベント等に取り組んでいたが、令和元年度の新型コロナウイルス感染症の発生及びその後の流行により、令和2年度には、厩舎関係者の新型コロナウイルスへの感染による開催取止めや感染の流行による無観客開催・入場制限を実施せざるを得ず、在宅投票が拡大・定着したことにより、来場者数は大きく減少した。
- ・ 令和3年度以降は、前年度に比べると来場者数は増加しているものの、令和3年度には延べ11日間の開催取止め、年間開催日数1,271日のうち約2割に当たる267日を無観客開催としたほか、引き続き入場制限を実施したこともあり、令和元年度と比較すると4割程度にとどまっている（表21）。

- ・ 現行計画において、主催者と協会は、地方競馬への来場強化策として、全国 15 競馬場を巡るスタンプラリー「旅うまチャレンジ」やお盆期間に競馬場への来場促進を図る「夏うまフェス」、競馬場風景等のフォトコンテストなどの競馬場来場者参加型イベントを実施していたが、令和 2～4 年度は実施を見送った。
- ・ 各主催者においても、集客型イベント等の開催から、Web 広告、勝馬予想番組の YouTube 配信、SNS の活用など在宅投票利用者を対象とした情報発信の強化に取組をシフトして、コロナ禍における競馬の魅力の伝達に努めている。
- ・ 今後の新型コロナウイルス感染症の見通しは不透明であるものの、地方競馬の経営を安定的に継続するためには、今後の感染状況を注視しつつ、引き続き、新規参加者の獲得と地方競馬場への来場者を増加させる対策は重要である。このため、今後も新型コロナウイルスの感染状況を注視しつつ、売上の大多数を占める在宅投票利用者への情報発信とのバランスを取りながら、畜産振興への貢献など競馬に対する理解醸成や競馬場周辺の地域経済の活性化にも資する来場促進に、適切に取り組む必要がある。

表 21 入場者数の推移

(単位：千人)

年 度	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
入場者数	3,254	3,219	3,251	3,181	3,165	3,070	3,047	742	1,354 (182%)	1,916 (171%)

※令和 3 年度までは 3 月末時点、令和 4 年度は 1 月末時点

※※()は、令和 3 年度は対前年度比、令和 4 年度は対前年度同月比

3.2.2 新型コロナウイルス感染症対策

ポイント

- 各競馬場は、感染予防対策に取り組み競馬開催の継続に努めており、引き続き、地方競馬場に来場されるお客様が安心して競馬を楽しめるよう適切に対策を実施

- ・ 令和元年度の我が国における新型コロナウイルス感染症の発生及びその後の流行を受け、協会は、令和 2 年 5 月、「場外勝馬投票券発売場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を策定するとともに、同年 7 月にこれを改訂して「競馬における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を策定し、競馬場や場外発売場において新型コロナウイルス感染症拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理した。

- ・ 主催者においては、無観客や入場者制限による開催のほか、ガイドラインに基づき各競馬場の感染予防対策に取り組み、競馬開催の継続に努めてきた。協会は、ガイドラインに基づき主催者が行う感染拡大予防対策の助成事業を実施し、体温測定器、空間除菌装置などの購入・設置、フロアマーカ―・ゾーニングに要する費用等の支援によりその取組を推進した。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の動向は不透明なものの、関係者と連携し、専門家の知見等を踏まえ必要に応じてガイドラインを改訂する。また、ガイドラインに基づき、厩舎関係者への感染防止対策の徹底により競馬の開催を継続するよう努めるほか、引き続き、地方競馬場に来場されるお客様が安心して競馬を楽しめるよう適切に対策を実施する。

3.2.3 お客様総数の増加



ポイント

- システム整備による利便性の向上、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、在宅投票によるお客様は増加
- 情報発信の強化・改善等により、引き続き競馬を楽しむお客様総数の増加を推進

- ・ 地方競馬においては、競馬場への来場者数は減少傾向で推移する一方、システム整備による利便性の向上等により、在宅投票によるお客様は増加しており、地方競馬を楽しむお客様総数は、近年一貫して増加してきた。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、令和2年度以降の売上に占める在宅投票の割合は約9割となっており、お客様の競馬の楽しみ方の中心が競馬場への来場から在宅投票に変化している。
- ・ このため、現行計画期間においては、馬柱のスポーツ紙への掲載、グリーンチャンネルでの放映など、JRA との相互発売に関する情報提供について強化するほか、特に令和2年度以降、Web を中心とした広報展開を図り、主に特設サイトの設置を通じて、DG 競走などの重賞競走の購入につながるレース情報の充実や、女性騎手についての情報発信など利用者の関心が高い情報の充実に努めている。
- ・ これらにより、令和3年度の協会ホームページの情報サイト閲覧者数（トップページ）は対前年度比109%と増加するとともに、在宅投票利用者の増加により、地方競馬を楽しむお客様の総数は増加しており（表 22）、引き続き、新たな在宅投票会員の獲得を図るなど、競馬を楽しむお客様総数の増加に努める。

表 22 地方競馬のお客様総数の推移

(単位：千人)

年 度	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
お客様総数	22,682	28,477	33,487	40,434	50,331	57,214	69,262	99,301	110,167 (111%)	104,027 (113%)

※令和3年度までは3月末時点、令和4年度は1月末時点 ※※()は、令和3年度は対前年度比、令和4年度は対前年度同月比

注) 本場入場者数及び在宅投票利用者数の合計。なお、在宅投票利用者数は、SPAT4、楽天及びオッズパークは延べ人数(同一IDで2場の勝馬投票券を購入すると2名とカウント)、JRA ネットは実人数でカウント。

3.2.4 魅力ある施設・設備の整備



ポイント

- 売上の低迷によりスタンド等の施設整備は長年先送りされてきたことから、近年、老朽化したスタンドの改修、受動喫煙防止やバリアフリー対策などに取り組んでいる
- 施設整備計画に基づき着実に整備や改修を進めていく必要

- ・ 新規参加者を獲得し、地方競馬場への来場者の増加により売上の向上を図るためには、魅力ある施設・設備の整備が必要であるが、売上の低迷により施設整備は長年先送りされ、老朽化が進む競馬場もあることから、各主催者においては、近年、スタンド等の整備に取り組んでいる(表 23)。
- ・ 令和4年3月には、名古屋市港区で土古(どんこ)競馬として親しまれてきた名古屋競馬場が73年間の幕を閉じて弥富市へ移転し、同年4月からは、新競馬場において名古屋競馬が開催されている。
- ・ また、各主催者においては、老朽化したスタンド等の改修に加え、受動喫煙防止やバリアフリー対策にも積極的に取り組んでいる。受動喫煙防止については、現行計画において多くの主催者が取組を実施したことから、以前から対策が行われていた競馬場も含め、全ての競馬場において対策を実施済みである。バリアフリー対策についても現行計画において対策を進めており、一部未対応の競馬場や施設があるものの、今後の施設改修と併せて対策を実施することとしている。
- ・ 各主催者は、お客様に安心して楽しんでいただける魅力ある競馬場を目指し、資金の確保に努めつつ、施設の整備・改修について長期的な計画に基づき着実に整備や改修を進めていく必要がある。

表 23 地方競馬主催者のスタンド建築・改修状況

競馬場名	建築年 (暦年)	スタンドの整備状況		
		平成 30 年度～令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度～9 年度
門別	平成 9 年 令和 2 年	R2 スタンド新築 H30~R2 スタンド改修		
帯広	昭和 49 年	R1 エレベーター設置 R2 スタンド改修		R6~ スタンド入口改修
盛岡	平成 7 年	H30,R1 スタンド改修・補修		
水沢	昭和 48 年	H30 スタンド改修		
浦和	平成 3 年 平成 22 年 令和元年	R1 スタンド新築 R2 スタンド改築		
船橋	昭和 46 年	R1~3 スタンド等建替	R4 スタンド等建替	R5 スタンド等建替
大井	昭和 49 年 平成 15,27 年	R3 スタンド改修		
川崎	昭和 58 年 平成 9 年	H30 スタンド改修		
金沢	昭和 48 年	H30,R1,3 スタンド等改修		
笠松	昭和 39~45 年			
名古屋	令和 2,3 年	R2,3 新競馬場スタンド新築		
園田	昭和 35 年	H30 スタンド耐震・改修		
姫路	昭和 46 年	H30 スタンド耐震・改修 R1 スタンド改修		
高知	昭和 59 年	H30~R3 スタンド改修	R4 スタンド改修	R5~6 スタンド改修
佐賀	昭和 47 年	H30 スタンド耐震 R2 スタンド屋根改修		R5~9 スタンド外壁・建具改修

注) 本報告書作成時点で計画されている主な施設・設備の改修・整備の予定であり、今後変更される可能性がある。

3.2.5 地方競馬への理解醸成の取組

ポイント

- 畜産振興や社会貢献の発信等、地方競馬への理解醸成に取り組んできたが、十分とは言えない状況のため、あらゆるチャネルを通じた広報等の取組を更に強化する必要
- 引き続き他の公営競技と連携しつつ、ギャンブル等依存症対策を実施

- ・ 競馬法において、競馬は、馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するとともに、地方財政の改善を図るために行うこととされている。このため、現行計画においては、Web 等で地方競馬の畜産振興や社会貢献について発信するとともに、令和 3 年度には、協会において地方競馬の公益性を周知するプロモーションビデオを作成し、各主催者の地方競馬関連施設など様々なチャネルを活用した放映や Web 出稿により、理解醸成に取り組んだ。
- ・ また、ギャンブル等依存症対策については、ギャンブル等依存症対策基本法（平成 30 年法律第 74 号）に基づき策定されたギャンブル等依存症対策推進基本計画を踏まえ、令和 2 年

度に「地方競馬におけるギャンブル等依存症対策実施規程」を定め、同規程に基づき適切な広告・宣伝、アクセス制限等のほか、20歳未満と思われる者に対する声かけや年齢確認を実施した。また、全国公営競技施行者連絡協議会を通じて、セミナーの開催、カウンセリングの実施など他の公営競技と連携して取り組み、お客様に安心して楽しんでいただく競馬場づくりに努めた。

- ・ しかしながら、協会が令和2年度に実施した「インターネット投票お客様動向調査」においては、地方競馬のイメージとして「社会に貢献している」と考える割合は、地方競馬への参加意向者でも13.9%、非参加意向者では4.5%にとどまっており、理解醸成の取組が十分とは言えない状況である。
- ・ 今後、地域に根差した親しまれる競馬場として発展していくためには、地方競馬が行う社会貢献について、競馬を楽しむお客様にとどまらず広く世間に認知されることが重要であることから、あらゆるチャンネルを通じた広報など地方競馬への理解醸成の取組を更に強化する必要がある。また、ギャンブル等依存症対策については、引き続き他の公営競技と連携しつつ、実施規程に基づき対策を実施していく。

3.3 お客様の利便性の向上のための取組

これまでのシステム整備や競馬開催日程調整の実施等により、「お客様の利便性向上」については一定の成果が挙がっており、主催者の収支改善にも繋がってきていることから、現行計画においては、開催日程の調整等主催者間の連携促進のための照明施設等の整備、地方競馬及び中央競馬主催者間における情報の一元的な提供のためのシステム整備、お客様への情報提供の強化により、引き続き地方競馬を楽しむお客様の利便性を向上させ、売上の向上を図ることとしている。

3.3.1 レース開催時間の拡大と発走時刻の調整

ポイント

- 主催者間または中央競馬との競合を解消する観点から、多様な開催形態を取り入れた結果、ナイター開催が増加し、レース開催時間の拡大は進展
- ナイター開催における新たな競合を生じつつあり、これまで以上に密な主催者間調整や競合を回避するための更なる発走時刻の検討が必要

- ・ 地方競馬では、全国的見地に立った主催者間の日程調整がされてこなかったことによりファンを奪いあっているという課題を解決するため、地方競馬一体となって開催日程の調整を行ってきた。
- ・ その一環として、開催場数の適正化による主催者間の競合の低減や発走時刻の重複回避により多くのお客様に競馬に参加していただく機会を提供するとともに、主催者間または中央競馬との競合を解消する観点から、多様な開催形態を取り入れた結果、ナイター開催が増加してきた。
- ・ 現行計画期間においては、全国のナイター開催の延べ日数は一貫して増加しており、令和3年度においても、前年10月から開始した佐賀競馬場のナイター開催の影響もあり、前年度より31日増加し、延べ570日となった（表24）。なお、名古屋競馬場においても、弥富市への移転を機に、令和4年度から一部日程でナイターを開始した。
- ・ これにより、ナイターが開催されない昼間開催のみの日数は減少し、レース開催時間の拡大は進展しているものの、冬季を中心に、その日程が多い状況は変わっていないことに加え、3場以上の競馬場でナイターが開催される日数についても増加している（表25）。このことは、これまで進めてきたナイター開催によるレース開催時間の拡大が一定の飽和状態に近づき、ナイター開催における新たな競合を生じつつあることを示している。
- ・ このような中、各主催者の売上を向上させつつナイター開催の競合を防止し、地方競馬全体を発展させていくために、これまでの開催日程調整の経験を活かし、主催者間の調整をこれまで以上に密に行うとともに、他の公営競技の事例等も踏まえ、競合を回避するための更なる発走時刻の検討について議論を深める必要がある。

表 24 地方競馬主催者のナイター競馬開催状況

競馬場名	昭和 61年度	平成 20年度	平成 24年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	備考
門別競馬場	—	—	80日	80日	73日	80日	82日	82日	H21.5 ナイター開催開始
帯広競馬場	—	48日	78日	109日	112日	111日	120日	124日	H19.6 ナイター開催開始
旭川競馬場	—	59日	—	—	—	—	—	—	H20年度で競馬開催終了
船橋競馬場	—	—	—	42日	56日	57日	49日	56日	H27.6 ナイター開催開始
大井競馬場	25日	82日	85日	74日	74日	73日	76日	79日	S61.7 ナイター開催開始
川崎競馬場	—	45日	49日	49日	49日	50日	49日	48日	H7.5 ナイター開催開始
園田競馬場	—	—	10日	26日	25日	28日	25日	25日	H24.9 ナイター開催開始
高知競馬場	—	—	93日	106日	107日	107日	107日	107日	H21.7 ナイター開催開始
佐賀競馬場	—	—	—	—	—	—	31日	49日	R2.10 ナイター開催開始
開催日計	25日	234日	395日	486日	496日	506日	539日	570日	

表 25 令和 3 年度の月別ナイトー開催状況

(単位：日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ナイトー開催 実日数	29	30	29	31	31	30	31	27	27	13	17	25	320
うち 3 場以上の 開催日数 (対前年度増減)	3 (+3)	2 (+2)	0 (±0)	3 (+1)	2 (+1)	3 (+2)	11 (+2)	8 (-1)	6 (-2)	0 (±0)	0 (±0)	0 (±0)	38 (+8)
ナイトー非開催 実日数 (対前年度増減)	1 (-3)	1 (+1)	1 (+1)	0 (±0)	0 (±0)	0 (±0)	0 (±0)	3 (-1)	4 (+1)	18 (+1)	11 (-2)	6 (-2)	45 (-4)

3.3.2 同時開催場数の適正化



ポイント

- 開催場数平準化のための日程調整を実施してきたものの、日曜日の開催場数については減少していない状況
- JRA ネット投票の発売場数を考慮した開催場数の適正化を図る必要

- ・ 地方競馬の売上を向上させるためには、開催場数の適正化により主催者間の競合を低減し、より多くのお客様に競馬に参加していただく機会を提供することが重要であることから、主催者によるレース開催時間の拡大と発走時刻の調整に加え、協会は開催場数平準化のための日程調整を行ってきた。
- ・ 現行計画においても引き続き調整に努めたことに加え、主に土曜日及び日曜日に開催される佐賀競馬場が令和 2 年 10 月からナイトーを開始したこと等から、JRA が開催される両曜日の昼開催場数の減少及びナイトー開催場数の増加が図られ、令和 3 年度の 1 日当たりの平均開催場数は昼間開催が 1.9 場、ナイトー開催が 1.6 場となり、昼開催とナイトー開催の平準化が進展し売上の増加に寄与したものと考えられる（表 26）。
- ・ 一方、現行計画期間におけるこうした調整により、土曜日の開催場数（令和 3 年度平均 2.6 場）については減少し、JRA ネット投票の発売可能場数制限（中央競馬開催日 3 場）を下回り改善が見られたものの、日曜日の開催場数（令和 3 年度平均 4.2 場）については減少しておらず、依然として制限を上回っていることから、今後も各主催者の次年度の開催日程の方針・日程についての情報交換や各主催者間での十分な協議を図り、JRA ネット投票の発売場数を考慮した開催場数の適正化を図る必要がある。

表 26 曜日別開催場数

(単位：場)

		平均	月	火	水	木	金	土	日
平成 24 年度	昼開催	2.4	2.7	2.6	2.6	2.6	1.8	1.9	2.9
	ナイター	1.1	1.1	0.9	1.1	1.1	0.9	1.2	1.4
平成 29 年度	昼開催	2.2	2.0	2.4	2.5	2.5	1.6	1.9	2.6
	ナイター	1.3	1.4	1.3	1.5	1.2	1.1	1.3	1.6
平成 30 年度	昼開催	2.2	2.1	2.5	2.5	2.5	1.5	1.9	2.6
	ナイター	1.4	1.4	1.3	1.5	1.3	1.3	1.3	1.6
令和元年度	昼開催	2.2	2.0	2.5	2.4	2.4	1.6	1.7	2.6
	ナイター	1.4	1.5	1.3	1.4	1.3	1.3	1.3	1.7
令和 2 年度	昼開催	2.0	1.9	2.7	2.3	2.3	1.3	1.2	2.3
	ナイター	1.5	1.5	1.3	1.4	1.2	1.3	1.7	1.9
令和 3 年度	昼開催	1.9	2.0	2.9	2.3	2.2	1.3	0.7	2.1
	ナイター	1.6	1.6	1.4	1.5	1.2	1.3	1.9	2.1

※平成 24 年度は福山を除く。

3.3.3 全国共通基幹システムの安定的な運用

ポイント

- 現行計画において、地方競馬の 6 システムを共同運用する体制を整えた
- 本システムは競走業務の基盤であることに加え、勝馬投票券の相互発売等に必須であることから、今後もその安定的かつ効率的な運用等を図る必要

- ・ 地方競馬では、長きにわたり、主催者が個別に勝馬投票券の発売等を行うシステムを構築・運営してきたが、売上が低迷する中、そのコストが主催者の大きな負担となっていた。このため、必要なシステムを共同化することで、競馬の効率的な開催・運営等を行うとともに、主催者間や JRA との相互発売を可能とすることで、主催者の収益改善に大きく寄与してきた。
- ・ 現行計画においては、令和元年度に統合型競馬情報システム及び開催情報配信システムを更新するとともに、令和 2 年度には全発売拠点へのオッズ等表示システムを導入し、地方競馬施設におけるオッズ表示の斉一化を実現した。これにより、地方競馬において以下の 6 つのシステム（全国共通基幹システム）を共同運用する体制を整えた。
 - ① 統合型競馬情報システム：競馬番組等の関連情報を管理する
 - ② 地方競馬共同トータリゼータシステム：勝馬投票券の発売、払戻等を行う
 - ③ 開催情報配信システム：統合型競馬情報システム及び地方競馬共同トータリゼータシステムから情報サイトやマスコミにデータを配信する
 - ④ 地方競馬映像配信システム：インターネット回線を介してライブ映像等を配信する
 - ⑤ 地方競馬統合ネットワークシステム：投票、映像、開催情報等のデータを送受信する

⑥ オッズ等表示システム：勝馬投票券発売施設におけるオッズ及びライブ映像の表示を管理する

- これらのシステムを安定的に運用するため、令和2年度には、協会に「基幹システム事故調査委員会」を設置して過去の障害等トラブルの原因を追究し、再発防止策を取りまとめてその徹底を図ることで、同様の不具合の防止に努めた。
- また、主催者を対象とする端末操作研修やシステムの不具合の発生を想定した合同訓練を毎年度実施したほか、令和3年度には、前年度に引き続き、情報系システムの安定的な運用のためのサーバ等の増強を行いお客様に提供するレース映像をストレスなく見られるよう対応したほか、国別のアクセス制限の設定を行うことで海外からのアクセス急増に対応した。
- 全国共通基幹システムは、競走業務の基盤であることに加え、勝馬投票券の相互発売、お客様への情報・映像提供に必須であり、地方競馬一体となった取組と JRA との連携に不可欠であることから、今後もその安定的かつ効率的な運用を図るとともに、お客様の要望の多様化への対応や、システムの高度化を推進していく必要がある。

3.3.4 在宅投票の拡充



ポイント

- システムを共同化し、JRA との相互発売に取り組んできたことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、在宅投票は高いシェアを占めている状況
- 在宅投票が売上の大半を占める傾向は今後も変わらないと考えられることから、引き続き Web による広報やレース情報の提供等を充実

- 地方競馬における在宅投票は、勝馬投票券の発売等を行うシステムを共同化し、JRA との相互発売を可能とすることで、大きく売上を伸ばしてきた。
- 現行計画期間においても、お客様への開催・競走情報や映像の提供の強化を図るほか、中央競馬との相互発売の推進を図るための共同広報等にも取り組み、そのシェアは一貫して増加してきた。特に令和2年度には、新型コロナウイルス感染症の影響によるいわゆる巣ごもり需要に支えられたこと、無観客開催や場外発売所の営業停止等により本場・場外発売額が減少したことから、そのシェアは前年度から15ポイント以上上昇して総売上の93.2%となり、令和3年度及び4年度（1月末時点）においても、それぞれ91.5%及び89.9%と引き続き高いシェアを占めた（表27）。

- 各主催者や協会においては、新型コロナウイルス感染症対策として、予定していた来場促進のためのイベント等を中止する一方、Web による広報やキャンペーン、勝馬予想の配信などを中心に取り組むことにより、在宅投票を楽しむお客様の利便性向上を図った。
- 新型コロナウイルス感染症の動向は不透明なものの、在宅投票が売上の大半を占める傾向は今後も変わらないと考えられることから、主催者と協会で効果的かつ効率的な広報等の方法や役割分担を検討しつつ、引き続き Web による広報やレース情報の提供等を充実していく。

表 27 在宅投票別売上額及びシェア

(単位：百万円)

	総売上	在宅投票(上段；売上、下段；シェア)				
		在宅投票計	JRA ネット投票	SPAT4	楽天	オッズパーク
平成 24 年度	332,606	133,677 40.2%	9,029 2.7%	70,499 21.2%	30,261 9.1%	23,888 7.2%
平成 29 年度	552,539	379,370 68.7%	80,490 14.6%	171,665 31.1%	84,801 15.3%	42,415 7.7%
平成 30 年度	603,387	437,431 72.5%	90,887 15.1%	206,026 34.1%	91,789 15.2%	48,729 8.1%
令和 元年度	700,972	546,452 78.0%	108,243 15.4%	256,792 36.6%	118,487 16.9%	62,930 9.0%
令和 2 年度	912,287	850,635 93.2%	154,567 16.9%	414,732 45.5%	181,508 19.9%	99,828 10.9%
令和 3 年度	993,346	908,919 91.5%	155,351 15.6%	445,300 44.8%	188,123 18.9%	120,145 12.1%
令和 4 年度	904,475	812,825 89.9%	136,342 15.1%	406,833 45.0%	161,426 17.8%	108,224 12.0%

※令和3年度までは3月末時点、令和4年度は1月末時点

4 地方競馬における経営の健全化の進捗状況

現行計画においては、地方競馬の活性化に資する方策を実施することにより売上が向上させるとともに、競馬運営を低コストで効率的に実施し、経営の健全化を図るものとしており、「全ての主催者が地方公共団体に対し、収益金を分配すること」を目標としている。

また、その指標として、「平成 28 年度の事業収支状況を基に、売得金（場間場外及び電話（在宅）投票の売上も合わせた全体の売上）を対前年度比平均 3.6%以上向上させること」及び「計画目標年度となる令和 4 年度に収益額を 35%以上増加すること」を掲げている。

4.1 売上の状況



ポイント

- コロナ禍におけるいわゆる巣ごもり需要にも支えられ、平成 29 年度から令和 3 年度までの地方競馬の売得金の対前年度比平均は+15.6%（令和 3 年度末時点）であり、現行計画の指標（平均 3.6%以上向上）は達成できる見込み
- 最近伸び率の鈍化傾向がみられるため、地方競馬を楽しむお客様に定着していただけるよう、強い馬づくりや番組編成による競馬の魅力の向上の取組を進める必要

- ・ 地方競馬の売上は、平成 3 年度以降低迷し、厳しい状況が続いたが、インターネット投票環境の着実な整備、主催者間や JRA との相互発売等に取り組んだことから、近年は一貫して増加し、現行計画期間においても引き続き増加している。
- ・ 令和元年度末以降は新型コロナウイルス感染症の発生及び流行により、主催者は、開催取り止めや無観客開催、入場制限等の対策の実施を余儀なくされた。また、笠松競馬において調教師・騎手による勝馬投票券購入及び情報提供事案が明らかとなり、令和 3 年 1 月から 8 月まで開催を自粛した。
- ・ しかしながら、令和 3 年度は、コロナ禍におけるいわゆる巣ごもり需要にも支えられ、引き続き在宅投票による売上が好調だったこともあり、一定期間開催を自粛した笠松競馬を除く全ての主催者で売得金が前年度を上回るとともに、地方競馬全体の総売得金の合計も、対前年度比は前年度を下回ったものの、平成 3 年度の過去最高額を 30 年ぶりに更新し、9,933 億円となった。これにより、平成 29 年度から令和 3 年度までの対前年度比平均は+15.6%となった（表 28）。
- ・ また、令和 4 年度においても、1 月末時点で対前年度同月比 109.1%、対前年度比平均+14.5%と引き続き増加傾向で推移しており、現状のトレンドを勘案すれば、「売得金を対前年度比平均 3.6%以上向上させる」という指標は達成できる見込みである。
- ・ 一方、1 日平均の売得金額は、令和 2 年度+32.1%、令和 3 年度+9.1%、令和 4 年度においては 1 月末時点で+4.5%と伸び率が鈍化しているところであり、地方競馬を楽しむお客様に定着していただけるよう、強い馬づくりや番組編成による競馬の魅力の向上の取組を進める必要がある。

表 28 地方競馬における売得金の推移

年 度	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4
売得金 (億円)	3,553	3,879	4,310	4,870	5,525	6,034	7,010	9,123	9,933	9,045
(対前年度比(%))	(106.8)	(109.2)	(111.1)	(113.0)	(113.5)	(109.2)	(116.2)	(130.1)	(108.9)	(109.1)
(対前年度比平均(%))	—	—	—	—	(113.5)	(111.3)	(112.9)	(117.2)	(115.6)	(114.5)

※売得金は、令和3年度までは3月末時点、令和4年度は1月末時点

※※対前年度比は、令和4年度は対前年度同月比

※※※対前年度比平均は、平成29年度以降の平均

4.2 収支改善の状況

ポイント

- 令和3年度の地方競馬全体の収益額は、対平成28年度比216.4%の増となっており、現行計画の指標（35%以上増加）は達成できる見込み

- ・ 現行計画において、主催者は、経営の健全化を図るため、計画に基づく事業に着実に取り組み売上を向上させるとともに、競馬運営を低コストで効率的に実施することにより収益額（競馬事業収支に施設関係基金からの繰入金収入を加え施設関係基金等への積立金支出を差し引いたもの）を増加させるべく取り組んでおり、令和元年度以降、収入の増加等に伴い、収益額は平成28年度を大きく上回って推移してきた。
- ・ 令和3年度についても、主催者によっては、ようやく取り組めるようになってきた施設整備や令和5年度以降の整備に向けた基金の積立を優先的に実施したこと等により平成28年度の収益額を下回る状況も見られるものの、地方競馬全体の収益額は、好調な売上等を背景に約250億円となり、対平成28年度比216.4%の増となった（表29）。
- ・ 主催者間に状況の差はあるものの、現状のトレンドを勘案すれば、「平成28年度の事業収支状況を基に、計画目標年度となる令和4年度に収益額を35%以上増加する」という指標は達成できる見込みである。

表 29 地方競馬における収益額の推移

(単位：百万円)

年 度	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
競馬事業収入(a)	519,525	588,955	640,295	740,343	951,973	1,038,799
競馬事業基金繰入(b)	1,705	3,287	4,980	6,449	9,961	15,107
収入計(c=a+b)	521,231	592,340	645,540	746,795	961,933	1,053,905
競馬事業支出(d)	501,851	568,900	620,919	716,342	908,388	993,679
うち施設整備関係	6,157	8,326	10,503	13,528	15,528	19,808
競馬事業基金積立(e)	11,421	15,053	19,554	17,389	25,029	35,043
支出計(f=d+e)	513,272	583,953	640,473	733,732	933,417	1,028,722
収益額(c-f)	7,959	8,390	5,067	13,063	28,516	25,183
(改善度(%))	(-)	(+5.4)	(▲36.3)	(+64.1)	(+258.3)	(+216.4)

※改善度は、対平成 28 年度比

4.3 将来の施設整備等に備えた施設関係基金の造成

ポイント

- これまでの売上の低迷に伴う長年にわたる施設整備の抑制により施設の老朽化が進み、令和 5 年度以降、各競馬場で多額の施設整備費を要する見込み
- この施設整備費を賄う基金の造成には至っていないことから、今後も計画的に基金の造成を行う必要

- ・ 地方競馬が将来にわたって安定的に経営を継続するためには、長期的視点で施設整備を実施する必要があるが、これまでの売上の低迷に伴う長年にわたる施設整備の抑制により厩舎やスタンド等の老朽化が進んでおり、令和 3 年度末時点で 7 割を超える施設が耐用年数を超過する状況となっている。(表 7)
- ・ この状況を改善し、「強い馬づくり」等を更に推進していくためには、令和 5 年度以降に集中的に厩舎等の施設整備に取り組む必要があり、令和 5 年度以降に各競馬場で必要とする施設整備は、2,400 億円を超える多額の経費を要する見込みとなっている。
- ・ このため、各主催者においては、施設整備に備えた基金の積み立てを行っているところであるが、今後長期にわたって必要となる多額の施設整備費を賄うだけの十分な額の造成には至っていないことから、計画的に基金の造成も行う必要がある(表 30)。

表 30 各主催者の施設整備需要と基金残高見込み

(単位：百万円)

主催者名	令和5年度以降 施設整備需要 ^{※※}	令和4年度末 基金残高見込み
北海道	25,169	8,967
帯広	6,845	2,982
岩手	14,533	465
浦和	28,936	11,963
千葉	14,121	12,214
特別区	31,090	— ^{※※※}
川崎	24,843	18,874
石川 [※]	14,749	3,295
岐阜	5,783	3,745
愛知	14,472	4,178
兵庫	27,695	6,564
高知	24,578	9,163
佐賀	10,498	4,371
計	243,310 ^{※※※※}	86,781

注) 本報告書作成時点における見込みであり、今後変更される可能性がある。

※：金沢市を含む ※※：施設整備計画額から共同システム分を除いた額

※※※：公企業会計を採用 ※※※※：四捨五入の関係で合計と内訳は一致しない

4.4 地方公共団体への収益金の分配状況



ポイント

- 令和4年度には、累積債務を抱える主催者は債務の返済を行い、他の全ての主催者は収益金を分配する見込み
- 現行計画終了後も安定的に収益金の分配・累積債務の返済を行うためには、今後、施設整備、不測の事態にも備えた資金の準備、強い馬づくりや競走体系の整備による売上の向上により、主催者の経営基盤を強化していく必要

- ・ 地方競馬の経営は、日本経済の長期低迷や趣味及びレジャーの多様化などの社会状況を背景に厳しい状況に陥り、多くの主催者で収益金を分配できない状況が続いていたが、近年の売上の増加とそれに伴う経営の改善が進み、現行計画期間においては、分配を行った主催者数及び分配金額は増加傾向で推移している。
- ・ 令和3年度に収益金を分配した主催者は、令和2年度より1主催者増えて8主催者となり、分配金の合計額も増加した(表31)。
- ・ 経営状況には主催者間で差があり、未だ6主催者が収益金を分配できていないものの、競馬の目的は収益により畜産の振興に寄与するとともに地方財政の改善を図ることであることから、

主催者は現行計画に沿って経営の健全化に着実に取り組んでいるところである。現行計画最終年度である令和4年度には、累積債務を抱える主催者は債務の返済を行い、他の全ての主催者は収益金を分配する見込みである。

- ・ 現行計画終了後も、全ての主催者が安定的に収益金を分配（累積債務を有する主催者にあっては返済）していくためには、効率的な競馬運営による収支改善にとどまらず、これまで先送りにしてきた施設整備や不測の事態にも備えた資金の準備にも取り組むなど、社会情勢が変化する中でも安定した経営を目指す必要がある。また、強い馬づくりや競走体系の整備を進め、DG競走で中央馬に伍して戦う地方馬を多数輩出することで競馬の魅力を向上させ、売上の更なる向上を図る必要がある。
- ・ 今後、こうした取組により主催者の経営基盤を強化し、畜産振興や地方財政への寄与という競馬の本来の役割をしっかりと果たしていく必要がある。

表 31 構成団体へ収益金を分配した主催者数と分配金合計額の推移

年 度	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3
主催者数	2	2	3	5	4	6	6	7	8
分配金合計(百万円)	625	990	1,220	1,875	2,030	3,359	5,632	13,630	15,826

5 課題と今後の取組（まとめ）

- ・ 地方競馬は、長年にわたる売上の低迷により厳しい経営状況が続いたものの、これまでの競馬活性化計画による取組に加え、コロナ禍におけるいわゆる巣ごもり需要にも支えられた在宅投票による売上増もあり、各主催者の経営改善は着実に進んでいる。
- ・ これにより、現状のトレンドを勘案すれば、「売得金を対前年度比平均 3.6%以上向上させる」、「平成 28 年度の事業収支状況を基に、計画目標年度となる令和 4 年度に収益額を 35%以上増加する」という現行計画の 2 つの指標は達成できる見込みである。
- ・ また、各主催者においては、売上の向上と効率的な競馬運営により経営改善に取り組んでおり、これまで先送りにしてきた賞典奨励費の増額や施設整備の取組等を行いつつも、令和 4 年度には、累積債務を抱える主催者は債務の返済を行い、他の全ての主催者は収益金を分配する見込みである。
- ・ 現行計画終了後も全ての主催者が安定的に収益金を分配（累積債務を有する主催者にあっては返済）していくためには、全国共通基幹システムの安定的・効率的な運用はもとより、これまで先送りにしてきた施設整備、不測の事態にも備えた資金の準備にも取り組むとともに

に、競走体系の整備により DG 競走で中央馬に伍して戦う地方馬を多数輩出させ、競馬の魅力の向上を図る取組を進めることで売上の向上を図り、主催者の経営基盤を強化していくことが不可欠である。

- 特に競走体系の整備については、JRA と地方競馬が共同で設置した「DG 競走改善研究会」における DG 競走における課題の整理と改善策の検討を踏まえて、今後の競走体系の枠組みについて公表したところである。今後、新たな競走体系の中で成果を出していくためには、老朽化した厩舎・調教施設の整備等による強い馬づくりの強化や、有力馬の出走奨励策等による有力馬同士が対戦する競走の実現、DG 競走のより高い国際格付けの取得等を地方競馬一体となって進めていく必要がある。
- また、令和 4 年度からは、NAR 生産牧場賞の交付や、優良なダート血統の軽種馬資源を安定的に確保するための種牡馬の導入を開始したところであり、引き続き、馬産地への還元によっても強い馬づくりと地方競馬の魅力向上を図っていく必要がある。
- これらにより、お客様にとって魅力あるレースを展開するとともに、それらの基礎となる馬産地にも還元される競馬運営を目指す。また、地方競馬を継続する前提となる公正確保の徹底や、地方競馬が行う社会貢献に関するあらゆるチャンネルを通じた広報など地方競馬への理解醸成の取組等を着実に実施し、競馬の開催を通じた畜産振興や地方財政への寄与という役割をしっかりと果たすべく、引き続き主催者と協会が一体となって全力で取り組んでいく。